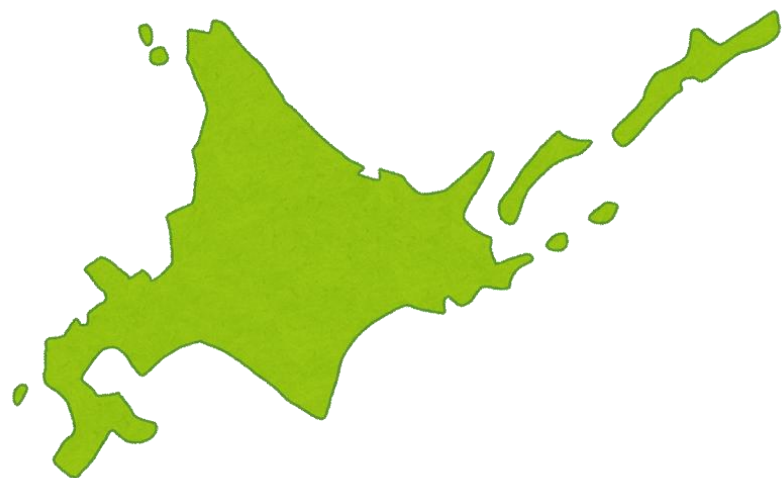


地域・職域連携推進事業 について



北海道保健福祉部健康安全局
地域保健課がん対策係
主査（生活習慣病） 油谷 悦子

地域・職域連携推進協議会設置の根拠法

地域保健法第4条

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」

健康増進法第9条

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」

地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

- 都道府県及び2次医療圏単位に設置
- 地域・職域連携共同事業（連携事業）の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。

なぜ、地域・職域連携が必要なのか

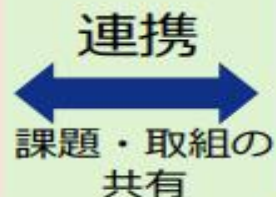


- 生活習慣病予防などの健康づくりは、若年期から継続的に取り組むことが大切。
若年期からの肥満、運動不足、喫煙、不十分な生活習慣病のコントロールは、中高年期の糖尿病や循環器疾患の発症、重症化に影響、高齢期の認知機能へ影響。
- 生活習慣は、生活環境や風潮などに影響を受ける（環境要因）。
健康的なまちづくりは住民全体の波及効果がある。
- 健康障害の発生による退職を防ぐことは、本人にとっても事業所にとっても、さらには社会保険上にとってもメリットがある。

地域・職域連携推進事業の意義

地域・職域連携推進協議会

- 地域**
- 【取組（例）】
- 特定健診・保健指導
 - 健康増進法に基づく健（検）診（がん検診等）
 - 健康教育・保健指導 等
- 【関係機関（例）】
- ・ 都道府県
 - ・ 市区町村
 - ・ 医師会
 - ・ 歯科医師会
 - ・ 薬剤師会
 - ・ 看護協会
 - ・ 栄養士会
 - ・ 国民健康保険団体連合会
 - ・ 住民ボランティア 等



- 職域**
- 【取組（例）】
- 特定健診・保健指導
 - 労働安全衛生法に基づく定期健診
 - ストレスチェック
 - 両立支援 等
- 【関係機関（例）】
- ・ 事業場
 - ・ 全国健康保険協会
 - ・ 健康保険組合
 - ・ 労働局
 - ・ 労働基準監督署
 - ・ 産業保健総合支援センター
 - ・ 地域産業保健センター
 - ・ 地方経営者団体
 - ・ 商工会議所
 - ・ 商工会

地域・職域連携のメリットの共通認識

1) 効果的・効率的な保健事業の実施

- (1) 地域及び職域が保有する健康に関する情報を共有・活用することにより、地域全体の健康課題をより明確に把握することが可能となる。
- (2) 保健サービスの量的な拡大により対象者が自分に合ったサービスを選択し、受けることができる。
- (3) 保健サービスのアプローチルートの拡大に繋がり、対象者が保健サービスにアクセスしやすくなる。
- (4) 地域・職域で提供する保健サービスの方向性の一致を図ることが可能となる。

2) これまで支援が不十分だった層への対応

- (1) 働き方の変化やライフイベント等に柔軟に対応できる体制の構築により、生涯を通じた継続的な健康支援を実施することが可能となる。
- (2) 被扶養者等既存の制度では対応が十分ではない層へのアプローチが可能となる。
- (3) 小規模事業場（自営業者等も含む）等へのアプローチが可能となり、労働者の健康保持増進が図られる。

PDCAサイクルに基づいた具体的な取組

- (1) 現状分析
- (2) 課題の明確化・目標設定
- (3) 連携事業のリストアップ
- (4) 連携内容の決定及び提案
- (5) 連携内容の具体化・実施計画の作成
- (6) 連携事業の実施
- (7) 効果指標並びに評価方法の設定

目指すところ

健康寿命の延伸や
生活の質の向上

生産性の向上

医療費の適正化

目指すところ

健康寿命の延伸や生の質活の向上、健康経営等を通じた生産性の向上、医療費の適正化。
活力ある地域社会（元気で働く人が多いまちづくり）

地域・職域連携ができること

住民である労働者の健康について、事業所や保険者とともに支援していく。それぞれの保健事業や資源を有効活用することにより、相乗効果を上げていく。これまで健康づくりへのサポート支援が不十分だった層に対してアプローチができる。

都道府県協議会・二次医療圏協議会の役割

都道府県協議会

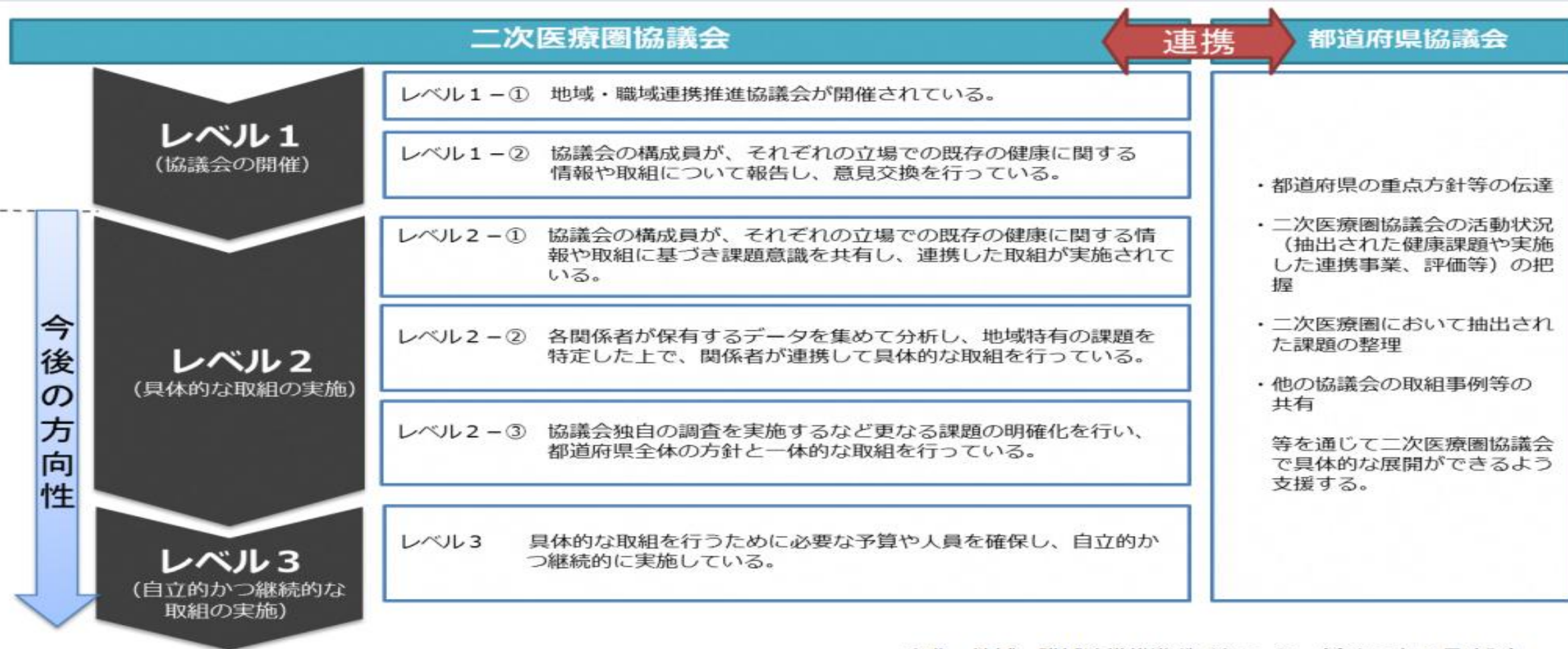
- ・地域及び職域保健の**広域的観点**での連携により体制整備を図る。
- ・都道府県における健康課題を明確化し、管内全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議すること等により、管内の関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担う。
- ・関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行う。
- ・地域・職域における保健事業担当者の資質向上を図るための**研修会**を実施する。

二次医療圏協議会

- ・地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。
- ・**具体的な取組の実施にまでつなげていく**ことを目的とする。
- ・関係機関への**情報提供と連絡調整**や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、**地域特性を活かした健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価**等を行う。

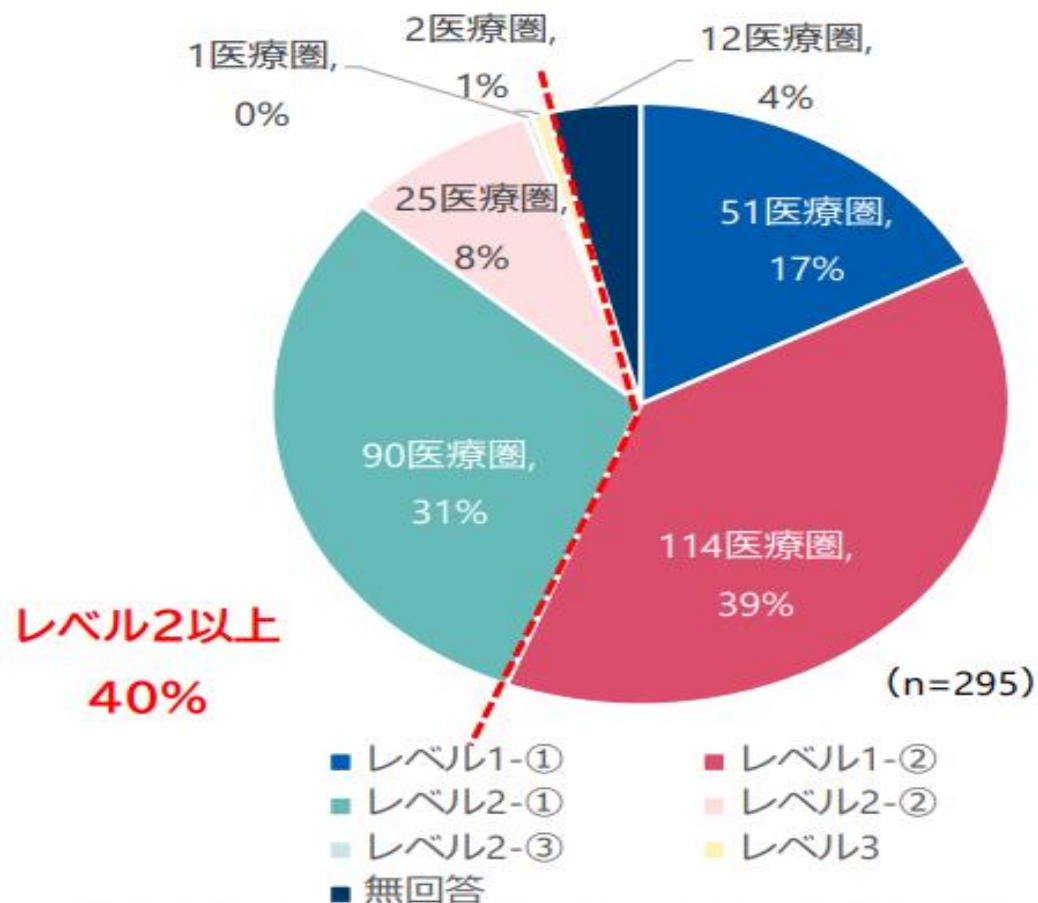
地域・職域連携推進協議会の成長イメージ

- ・ 地域・職域連携推進協議会の運営や取組のレベルを把握し、今後どのように発展させていくのかイメージをもって取り組む必要がある。
- ・ そのイメージをもつために、以下のモデルを活用する。

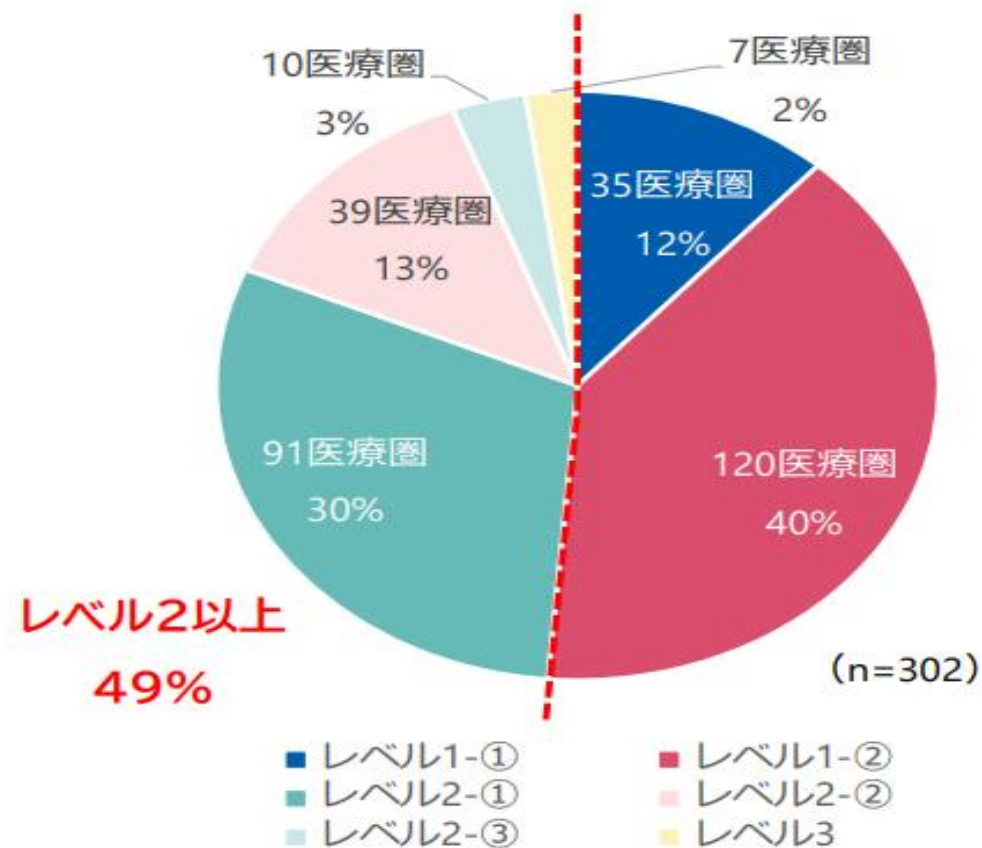


二次医療圏協議会の自己評価のレベル

令和5年度調査



令和6年度調査



レベル1-①：地域・職域連携推進協議会が開催されている。

レベル1-②：協議会の構成員が、それぞれの立場での既存の健康に関する情報や取組について報告し、意見交換を行っている。

レベル2-①：協議会の構成員が、それぞれの立場での既存の健康に関する情報や取組に基づき課題意識を共有し、連携した取組が実施。

レベル2-②：各関係者が保有するデータを集めて分析し、地域特有の健康課題を特定した上で、関係者が連携して具体的な取組を行っている。

レベル2-③：協議会独自の調査を実施するなど更なる課題の明確化を行い、都道府県全体の方針と一体的な取組を行っている。

レベル3：具体的な取組を行うために必要な予算や人員を確保し、自立かつ継続的に実施している。

【出典】令和6年度地域・職域連携推進事業の取組に関する調査（厚労省健康課）

道民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底

がん

COPD

循環器疾患

糖尿病

健康に関する生活習慣の改善

栄養・食生活

歯・口腔

身体活動・運動

休養

喫煙

飲酒

健康を支え守るための社会環境

ライフコース別アプローチ

こころの健康

高齢者の健康

社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

全道の健診結果を見ると、肥満や高血圧、高血糖、肝機能低下等ほとんどの項目で、道は全国と比較し該当者が多い。

二次医療圏ごとで見るとその中でも健康課題は様々であり圏域の課題に合わせた取組が必要である。

二次医療圏協議会における各分野での取組状況

(自治体数)

